

避難所確保対策事業業務委託仕様書

（委託業務の目的）

第1条 高知県では、南海トラフ地震により想定される避難者数に対して、指定避難所（一般避難所及び福祉避難所）のスフィア基準（1人あたり3.5㎡）に換算した収容者数は不足しており、市町村間で偏りがあることから、これらの過不足をあらかじめ把握・整理し、地域ごとのきめ細かな避難所確保対策が重要である。

また、令和8年3月には、高知県版の南海トラフ地震被害想定を見直したため、地域ごとの収容者数を把握することが必要である。

このため、本業務により高知県版の新たな南海トラフ地震被害想定 of 想定避難者数を基に、各市町村の地域ごと（大字単位）の想定避難者数を再算定することで、避難所ごとの収容者数と想定避難者数の過不足の把握を行い、県及び市町村の各種計画の見直し等に活用することで、本県全体の防災力強化を図ることを目的とする。

（委託期間）

第2条 委託業務の期間は、契約締結日から令和9年1月22日（金）までとする。

（委託業務の概要）

第3条 高知県（以下「委託者」という。）は、第1条の目的を達成するために、受託者に業務を委託するものとし、その概要は次の各号に掲げるところによる。

- （1）34市町村における大字単位の避難者数の算定
- （2）避難所ごとの収容者数の過不足の算定

（委託業務の内容）

第4条 前条の委託業務の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）前条第1号に規定する34市町村における大字単位の避難者数の算定は、アからエまでのとおりとする。

ア 34市町村の大字単位の避難者数算定に際しては、委託者から貸与する資料を用い、次の（ア）及び（イ）の避難者数ごとに各市町村の大字単位での避難者数を算定し、取りまとめるものとする。取りまとめる内容については、全避難者数、うち避難所避難者数、避難所外避難者数に分類する。

（ア）発災から1週間後の避難者数

（イ）発災から2週間後の避難者数

イ アの（イ）については、貸与する資料を参考に、委託者と協議の上、算定する。

ウ 高知市及び宿毛市の長期浸水区域については、別途、委託者と協議のうえ、避難者数を算定する。

エ 算定に用いる南海トラフ地震の前提条件は高知県版の南海トラフ地震被害想定における次の（ア）及び（イ）の条件を前提とする。

（ア）市町村が属する圏域での避難者数が最大となるケース（委託者指定）による避難者数の算定。

圏域	市町村
幡多圏域	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
高幡圏域	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
中央圏域	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村

安芸圏域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
------	--------------------------------------

(イ) L1 ケースによる避難者数の算定。

(2) 前条第2号に規定する避難所ごとの収容者数の過不足の算定

ア 前号で算定した34市町村における大字単位の避難者数と委託者から貸与する資料（避難所ごとの収容可能数データ）を用いて、収容者数の過不足を算定し、取りまとめる。

イ 収容者数の過不足の算定については、耐震性を有する避難所と全避難所に分類の上、取りまとめる。

(3) 前2号による取りまとめは、次の表のとおり。

Case	避難者数		避難所の耐震性
	想定地震	発災後日数	
1	圏域避難者最大ケース	1週間後	耐震性を有する避難所のみを対象
2		2週間後	
3	L1	1週間後	
4		2週間後	
5	圏域避難者最大ケース	1週間後	全避難所を対象
6		2週間後	
7	L1	1週間後	
8		2週間後	

(貸与資料及び関係資料の収集)

第5条 前条第1項第1号及び同項第2号に規定する委託者からの貸与資料は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和8年3月24日公表の高知県版南海トラフ地震による最大クラスの被害想定データ（浸水区域外250メートルメッシュごと及び浸水区域外10メートルメッシュごとの全半壊建物棟数、各市町村の断水人口（1日後、1週間後、1ヶ月後）

(2) 高知市及び宿毛市の長期浸水区域図

(3) 市町村の避難所データ（施設の名称、住所、収容人数）

(4) その他、受託者が業務を遂行する上で必要な資料

2 受託者は、前項各号に掲げる資料のほか、業務を遂行する上で必要となる関係資料を収集するものとする。

(協議)

第6条 本委託業務に係る協議は、着手時、中間時、成果品納入時の計3回を基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の遂行上、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。

3 協議記録簿は受託者が作成し、委託者に提出すること。

(成果報告書作成)

第7条 成果報告書は次の各号に掲げる構成とする。

(1) 委託業務名

(2) 委託業務の概要

(3) 大字単位の避難者数の算定

- (4) 大字単位の避難者数の算定
- (5) 避難所毎の収容者数の過不足の算定
- (6) 協議記録
- (7) 巻末資料

2 前項の成果報告書には、圏域毎の避難所の位置、収容者数、地域毎の避難者数の過不足を示した図面（浸水予測図を重ね合わせたもの）を添付すること。

（成果品の納入）

第8条 成果品は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成果報告書 2部
- (2) 圏域毎の図面 各2部
- (3) 電子データ 2セット（CDまたはDVD）

（印刷物・電子データの仕様）

第9条 印刷物は、日本産業規格A列4番カラー両面印刷を基本とするが、図表等については、必要に応じて日本産業規格A列3番とする。なお、図面はA0判とし、カラー印刷とする。

2 電子データの作成にあたっては、次の各号に掲げる仕様を満たしたものとする。

- (1) Microsoft社Windows上で表示可能なもの。
- (2) Microsoft Officeが2016以降のバージョンであること。
- (3) 印刷物については、PDFファイルを併せて作成すること。
- (4) 本業務において収集及び解析した地図情報、施設情報、用地情報等については、GISデータ（Shapefile形式）として納品すること。